

老齡基礎年金（2）①：12分

1. 老齡基礎年金の基本年金額（法第27条等）
 2. 満額でない老齡基礎年金の年金額（法第27条、平成16年改正法附則第10条等）
 3. 加入可能月数（昭和60年改正法附則第13条、昭和60年改正法附則別表第4）
 4. 物価スライド特例措置による年金額（法第27条、平成16年改正法附則第7条等）
 5. 特例水準の解消
 6. マクロ経済スライド
 7. 平成27年度の年金額
- ※ 確認問題

■ 講義中の法令、略令の一例 ■

- ・法第27条 ……国民年金法第27条
- ・平成16年改正法附則第10条 ……平成16年改正国民年金法附則第10条

老齡基礎年金の基本年金額（法第27条等）

保険料納付済期間
480月（40年）
満額支給

20歳

60歳

原則65歳に
到達したときから支給

満額の老齡基礎年金の
年金額

780,900円 × 改定率 ※

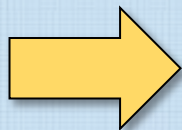
※法第27条に規定される年金額
(実際の年金支給額は、厚生労働省または
日本年金機構のHPでご確認ください。)

100円未満の端数は
四捨五入する



満額でない老齢基礎年金の年金額② (法第27条、平成16年改正法附則第10条等)

保険料免除期間
の各月の年金額
の計算方法



国庫負担分

被保険者が納付した保険料

合計額

各月の国庫負担分

平成21年3月以前の各月については3分の1

平成21年4月以後の各月については2分の1

例えば、平成21年4月以後の保険料4分の1免除期間であれば、保険料の4分の3を納付していることになる。

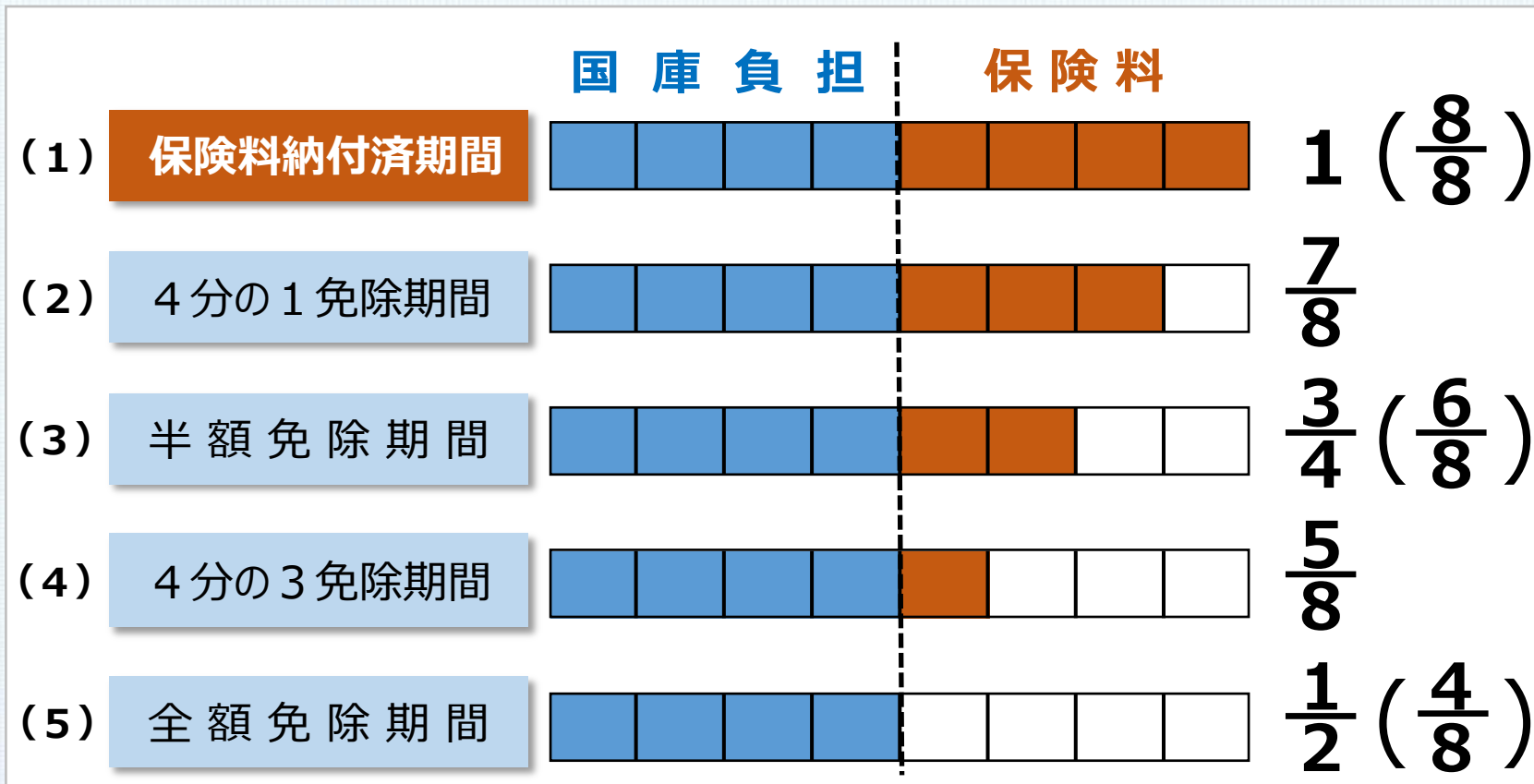
したがって、被保険者が納付した4分の3の保険料のうち2分の1、すなわち8分の3と国庫負担分の2分の1を合計した8分の7が年金額に反映される割合となる。



満額でない老齢基礎年金の年金額③ (法第27条、平成16年改正法附則第10条等)

所定の月数	(1)	保険料納付済期間	平成21年4月以後の期間	平成21年3月以前の期間
		+		
	(2)	4分の1免除期間	× $\frac{7}{8}$	× $\frac{5}{6}$
		+		
	(3)	半額免除期間	× $\frac{3}{4}$	× $\frac{2}{3}$
	+			
(4)	4分の3免除期間	× $\frac{5}{8}$	× $\frac{1}{2}$	
	+			
(5)	全額免除期間	× $\frac{1}{2}$	× $\frac{1}{3}$	

満額でない老齢基礎年金の年金額④ (法第27条、平成16年改正法附則第10条等)



加入可能月数 (昭和60年改正法附則第13条、昭和60年改正法附則別表第4)

昭和16年4月1日以前生まれの者

昭和36年4月1日において、既に20歳以上であったため、60歳に達するまでの間に480月(40年)の加入期間を満たすことができません。

昭和16年4月2日以後生まれの者

昭和36年4月1日以降に20歳に達するため、60歳に達するまでの40年間(480月)、国民年金に加入することができます。

昭和36年4月1日

国民年金制度の発足

生年月日	加入可能月数
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	300月(25年×12)
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	312月(26年×12)
⋮	⋮
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	456月(38年×12)
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	468月(39年×12)

※生年月日に応じて、昭和36年4月から60歳に達するまでの月数が加入可能月数となっています。



物価スライド特例措置による年金額 (法第27条、平成16年改正法附則第7条等)

	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
消費者物価指数の下落	△0.3%	△0.7%	△0.7%	△0.9%	△0.3%

法第27条の年金額

① 本来水準の年金額

$$\cdot 804,200\text{円} \times \triangle 2.9\% = 780,900\text{円}$$

$$\cdot \underline{780,900\text{円}} \times \text{改定率}$$

② 物価スライド特例措置による年金額

$$\cdot 804,200\text{円} \times \triangle 1.2\% = 794,500\text{円}$$

$$\cdot 804,200\text{円} \times \text{物価スライド率}$$

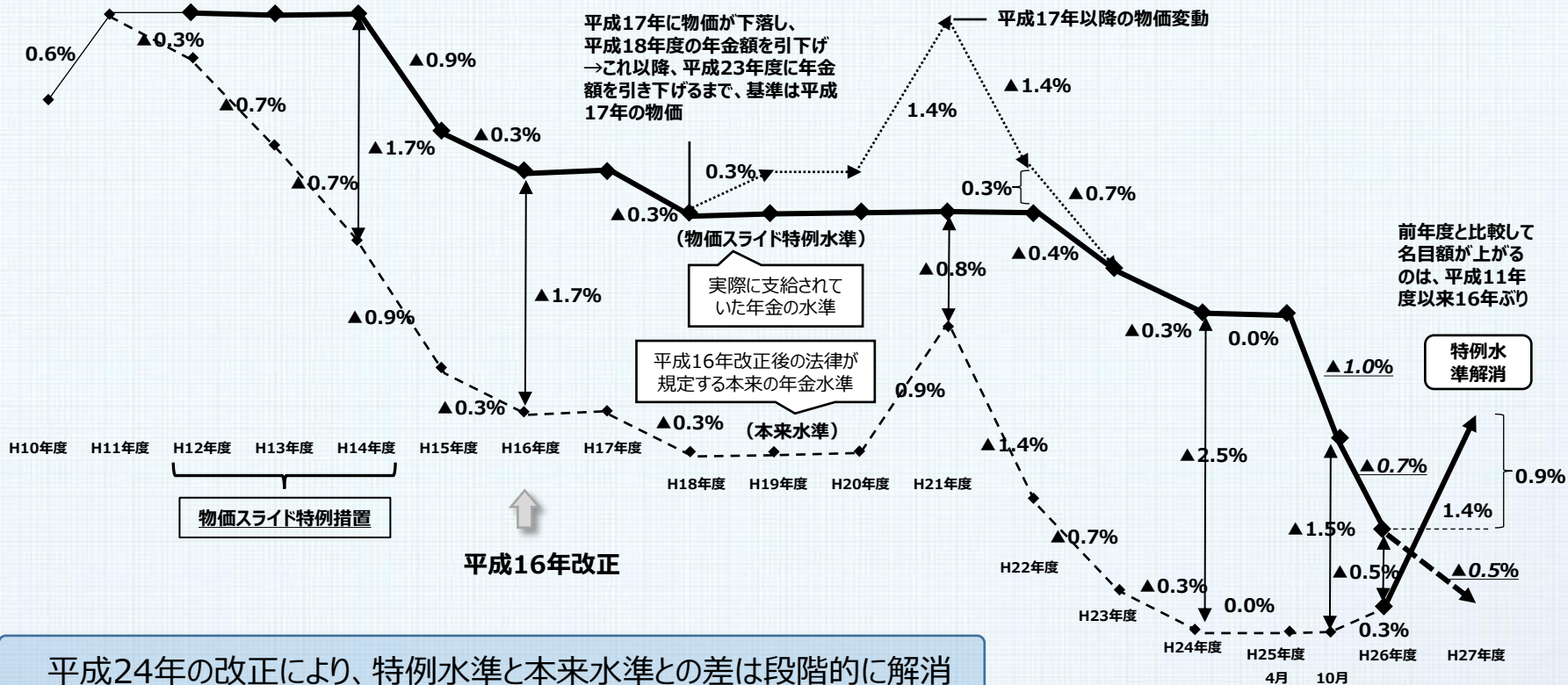
① 本来水準の年金額

② 物価スライド特例措置による年金額

②の金額が①を上回る場合は②を支給

(注)実際の年金支給額は、厚生労働省または日本年金機構のHPでご確認ください。

特例水準の解消



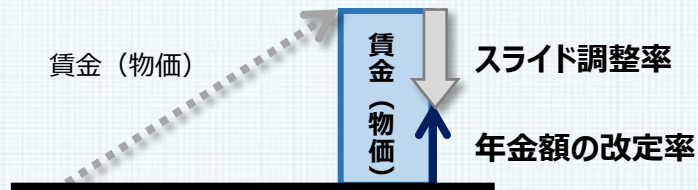
平成24年の改正により、特例水準と本来水準との差は段階的に解消
平成27年度からは本来水準の年金額を支給

マクロ経済スライド

<ある程度、賃金・物価が上昇した場合>

- 賃金や物価について、ある程度の上昇局面にあるときは、完全にスライドの自動調整が適用され、給付の伸びが抑制される。

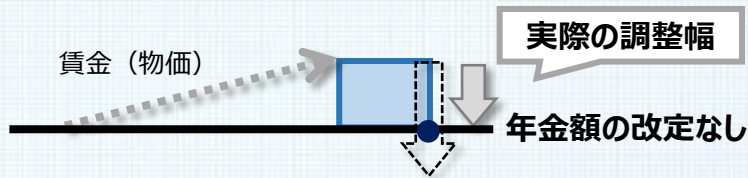
➡ スライド調整率分の年金額調整が行われる。



<賃金・物価の伸びが小さい場合>

- 賃金や物価について伸びが小さく、スライドの自動調整を完全に適用すると、名目額が下がってしまう場合には、名目額を下限とする。

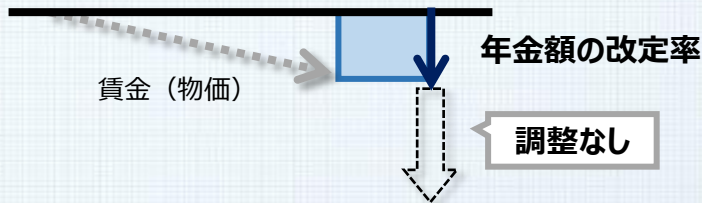
➡ スライド調整の効果に限定的になる。



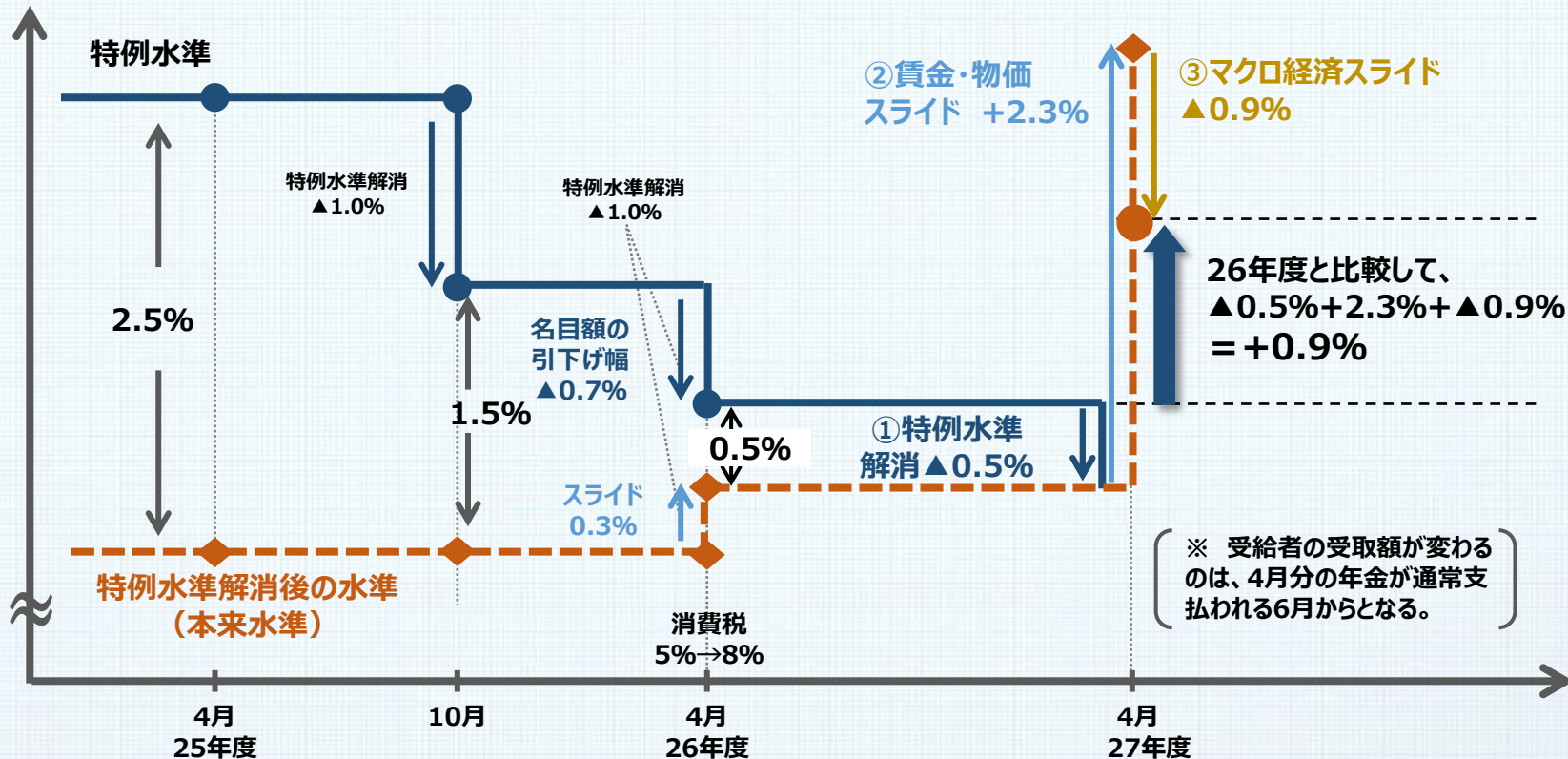
<賃金・物価が下落した場合>

- 賃金や物価の伸びがマイナスの場合には、賃金・物価の下落率分は、年金額を引き下げるが、それ以上の引き下げは行わない。

➡ スライド調整の効果がなくなる。



平成27年度の年金額



確認問題

問題 1

保険料 4 分の 1 免除期間については、その期間の月数（480 から保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。）の 8 分の 5 に相当する月数が年金額に反映される。

解答



（法第27条第1項第2号等）

8 分の 7（平成 21 年 3 月までの期間については、6 分の 5）に相当する月数が年金額に反映されます。

問題 2

若年者納付猶予の期間は、老齢基礎年金の受給資格期間には算入されるが、年金額の計算の基礎には算入されない。

解答



（法第27条等）



老齡基礎年金（2）②：13分

1. 振替加算（昭和60年改正法附則第14条）
2. 振替加算の支給要件
3. 振替加算が行われる時期
4. 振替加算の額（昭和60年改正法附則第14条第1項、平成16年改正法附則第7条等）
5. 振替加算の支給調整
（昭和60年改正法附則第14条第1項、第2項、第16条第1項等）
6. 老齡基礎年金の支給の繰上げ（法附則第9条の2）

■ 講義中の法令、略令の一例 ■

- ・法附則第9条の2……………国民年金法附則第9条の2
- ・昭和60年改正法附則第14条……………昭和60年改正国民年金法附則第14条

老齡基礎年金（2）②：13分

7. 繰上げ請求の減額率（法附則第9条の2第4項、令第12条の2第1項）
8. 繰上げの際の留意点
9. 老齡基礎年金の支給の繰下げ（法第28条、昭和60年改正法附則第18条第5項）
10. 66歳に達した日後に他の年金給付の受給権が発生した場合（法第28条）
11. 繰下げ支給の取扱いの見直し（法第28条、昭和60年改正法附則第18条第5項）
12. 繰下げ申出の加算額（法第28条第4項、令第4条の5）
13. 失権（法第29条）

※ 確認問題

■ 講義中の法令、略令の一例 ■

- ・法附則第9条の2第4項……………国民年金法附則第9条の2第4項
- ・令第12条の2第1項……………国民年金法施行令第12条の2第1項
- ・昭和60年改正法附則第18条第5項……昭和60年改正国民年金法附則第18条第5項

振替加算（昭和60年改正法附則第14条）

被用者年金制度の加入者の配偶者

国民年金への加入は任意

第3号被保険者となるが加入期間が短い

昭和61年4月1日

旧法

新法

老齢基礎年金の額が
低額になることが見込まれた。

被用者年金制度
の加入者

老齢年金

加給年金額

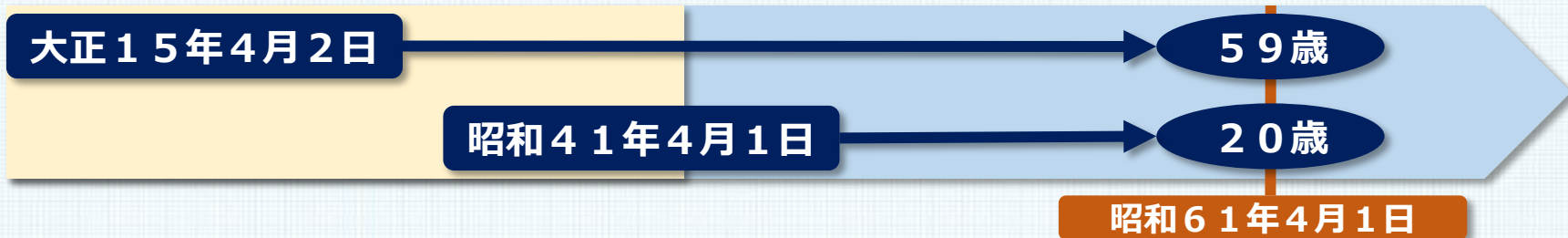
老齢基礎年金
の受給権者

老齢基礎年金

振替加算



振替加算の支給要件



大正15年4月2日から昭和41年4月1日までの間に生まれた老齢基礎年金の受給権者

① 65歳に達した日において、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する配偶者によって**生計を維持**しており、かつ、65歳に達した日の前日において、その配偶者の（ア）又は（イ）の年金給付の加給年金額の計算の基礎となっていたこと。

② 65歳に達した日以後に、配偶者が次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当し、かつ、その配偶者によって**生計を維持**していること。

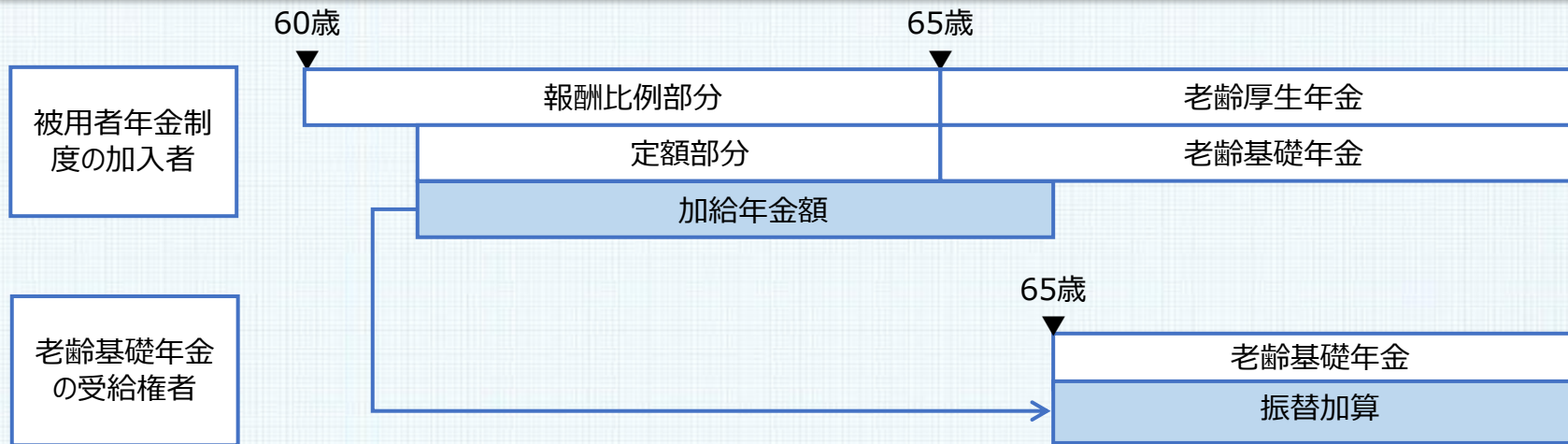


（ア）被用者年金各法の被保険者期間又は組合員等の期間が240月以上である老齢厚生年金又は退職共済年金の受給権者

（イ）障害厚生年金又は障害共済年金の受給権者
（同一の支給事由に基づく障害基礎年金の受給権を有する者に限る）

振替加算が行われる時期①

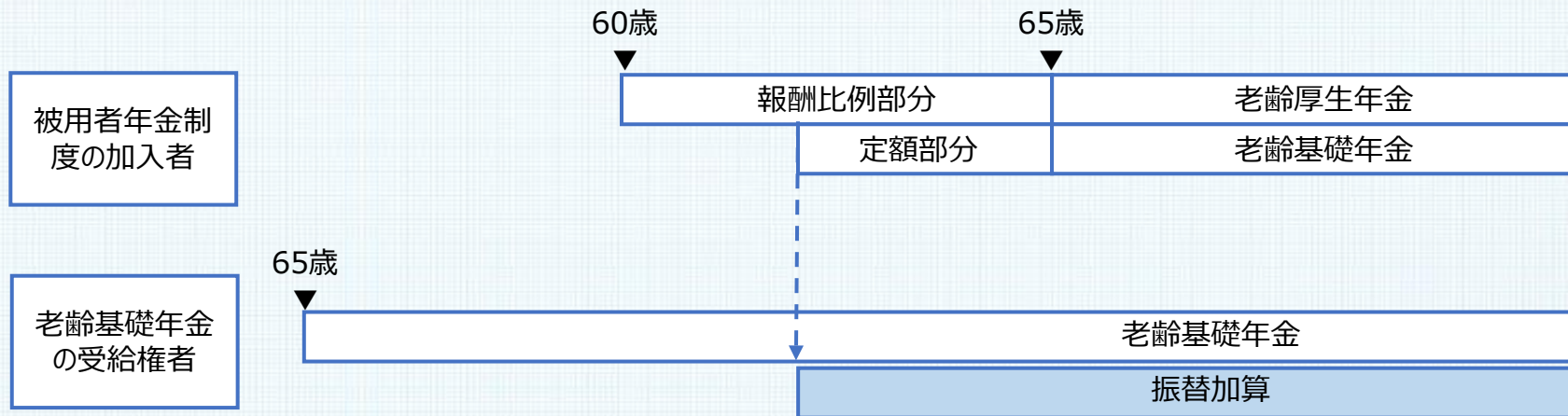
被用者年金制度の加入者がその配偶者である老齢基礎年金の受給権者よりも年上



一定の要件に該当するときは、
配偶者（夫）に支給される老齢厚生年金等の加給年金額の対象となっていた老齢基礎年金の受給権者（その夫の妻）が、65歳に達した日の属する月の翌月から振替加算が行われる。

振替加算が行われる時期②

被用者年金制度の加入者がその配偶者である老齢基礎年金の受給権者よりも年下



例えば夫が妻より年下の場合のように、妻が65歳に達したとき以後に夫の老齢厚生年金等の受給権が発生し、その受給権が発生したときに、妻が加給年金額の対象となる要件を満たしている場合には、配偶者（夫）が要件を満たすに至った日の属する月の翌月から振替加算が行われる。

振替加算の額

(昭和60年改正法附則第14条第1項、平成16年改正法附則第7条等)

224,700円 × 改定率 ×

生年月日に応じて定められている率

(実際の支給額は、厚生労働省または日本年金機構のHPでご確認ください。)

生年月日	率
大正15年4月2日～昭和2年4月1日	1.000
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	0.973
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	0.947
⋮	⋮
昭和34年4月2日～昭和35年4月1日	0.120
昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	0.093
昭和36年4月2日～昭和37年4月1日	0.067
昭和37年4月2日～昭和38年4月1日	
昭和38年4月2日～昭和39年4月1日	
昭和39年4月2日～昭和40年4月1日	
昭和40年4月2日～昭和41年4月1日	

(参考) 昭和60年法律改正当時

女性の平均的な結婚年齢が25歳であったために、20歳から25歳までの5年間は、国民年金、又は、被用者年金制度の加入者として自ら加入している期間とみなし、昭和61年4月1日当時20歳から25歳までの者については同率とされました。



振替加算の支給調整 (昭和60年改正法附則第14条第1項、第2項、第16条第1項等)

老齢基礎年金の受給権者自身が、被用者年金各法の被保険者又は組合員等の期間の月数が240月以上ある老齢厚生年金又は退職共済年金の支給を受けるとき。

振替加算が
行われない

老齢基礎年金の受給権者自身が、障害基礎年金、障害厚生年金又は障害共済年金等の支給を受けるとき。

振替加算が
支給停止



老齢基礎年金の支給の繰上げ（法附則第9条の2）

老齢基礎年金は、原則として、
65歳に達した日が属する月の翌月から受給権者が死亡した日の属する月まで支給される。

一定の要件を満たしている場合には、
その支給開始の時期を繰り上げたり、繰り下げたりすることができる。

老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていて任意加入被保険者でない者は、本人の希望により、60歳以上65歳未満の間でも繰り上げて老齢基礎年金の支給を受けることができる。

この場合、支給繰上げの請求をした老齢基礎年金の受給権は、請求を行った日に発生し、その支給は、請求を行った日の属する月の翌月から開始される。

支給繰上げの請求は、老齢厚生年金又は退職共済年金の支給繰上げの請求をすることができる者については、その請求と同時に行わなければならない。



繰上げ請求の減額率（法附則第9条の2第4項、令第12条の2第1項）

昭和16年4月1日以前に生まれた者が繰上げ請求をした場合の減額率

繰上げを請求したときの年齢	減額率
60歳以上61歳未満の間	42%
61歳以上62歳未満の間	35%
62歳以上63歳未満の間	28%
63歳以上64歳未満の間	20%
64歳以上65歳未満の間	11%

昭和16年4月2日以後に生まれた者が繰上げ請求をした場合の減額率

$(\text{繰上げ請求をした月から65歳到達月の前月までの月数}) \times 0.005$

繰上げの際の留意点

- ① 減額された年金を生涯受給することになること。また、付加年金も同じ割合で減額されること。
- ② 後から裁定を取り消したり変更したりできないこと。
- ③ 国民年金に任意加入できなくなる。また、保険料を追納することができなくなる。
- ④ 繰上げ請求をした後、寡婦年金は支給されないこと。寡婦年金の受給権を有していた場合には、その受給権は消滅すること。
- ⑤ 遺族厚生年金や遺族共済年金の受給権が発生した場合は、65歳に達するまでは、繰上げ請求した老齢基礎年金と遺族年金のいずれか一方の選択となること。
- ⑥ 繰上げ請求をした後、障害の状態になったり、障害の状態が重くなったりしても、原則として、障害基礎年金を請求することができなくなる。
- ⑦ 昭和16年4月2日以後に生まれた者は、特別支給の老齢厚生年金や退職共済年金のうち基礎年金相当額の支給が停止されること。
- ⑧ 振替加算は、65歳から加算されること。



老齢基礎年金の支給の繰下げ (法第28条、昭和60年改正法附則第18条第5項)

原則：65歳に到達したときから支給

要件

- ・老齢基礎年金の受給権を有していること
- ・66歳に達するまでの間に裁定請求をしていないこと

※65歳に達した後に老齢基礎年金の受給権を取得した場合は、その受給権を取得した日から起算して1年を経過した日前に裁定請求をしていないこと

- ・65歳に達したとき、または65歳に達した日から66歳に達した日までの間に、次のア)、イ)の年金給付の受給権を有しないこと

※65歳に達した後に老齢基礎年金の受給権を取得した場合は、その受給権を取得したとき、またはその受給権を取得した日から1年を経過した日までの間に、次のア)、イ)の年金給付の受給権を有しないこと

ア) 付加年金**以外**の国民年金の他の年金給付

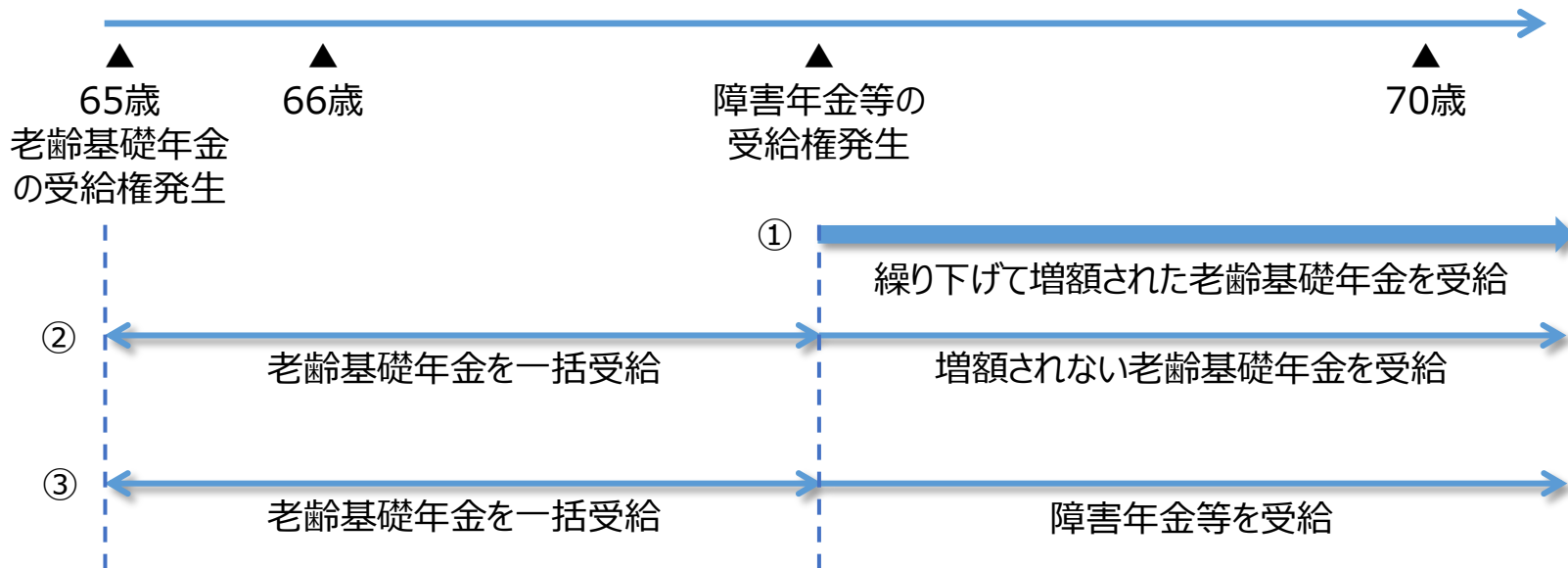
イ) 老齢・退職を支給事由とする年金給付**以外**の被用者年金各法の年金給付



66歳に達した日後に他の年金給付の受給権が発生した場合（法第28条）

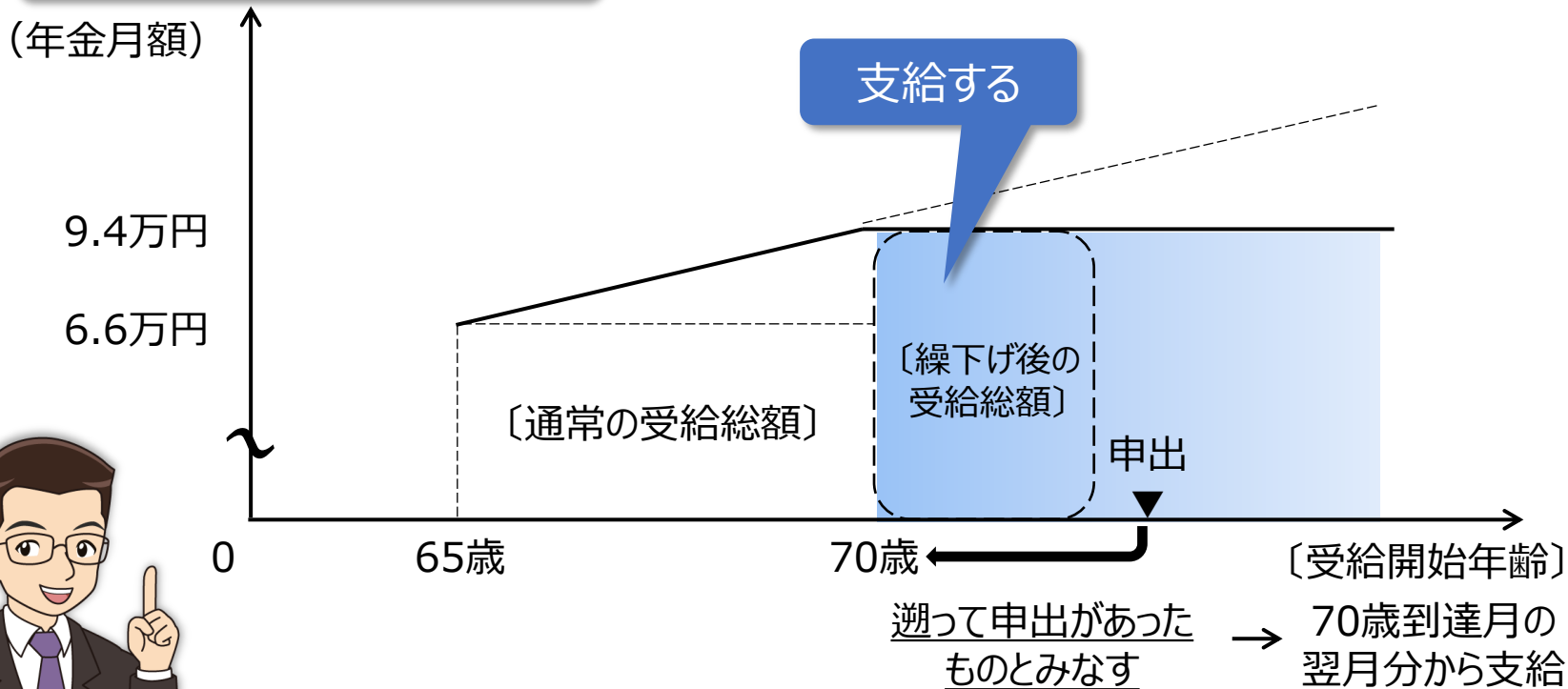
66歳に達した日以後70歳に達する日前に他の年金給付の受給権が発生した場合
（付加年金又は老齢・退職を支給事由とする年金給付を除きます）

①～③のいずれかを選択することになります。



繰下げ支給の取扱いの見直し (法第28条、昭和60年改正法附則第18条第5項)

平成26年4月から



繰下げ申出の加算額（法第28条第4項、令第4条の5）

昭和16年4月1日以前に生まれた者が繰下げ申出をした場合の年金額の増額率

受給権取得日から繰下げの申出日までの期間	増額率
1年を超え2年に達するまで	12%
2年を超え3年に達するまで	26%
3年を超え4年に達するまで	43%
4年を超え5年に達するまで	64%
5年を超える期間	88%

昭和16年4月2日以後に生まれた者が繰下げ申出をした場合の年金額の増額率

$(\text{受給権取得月から繰下げの申出月の前月までの月数 (上限60月)}) \times 0.007$

失権（法第29条）

第29条 老齢基礎年金の受給権は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

老齢基礎年金の受給権は、受給権者が死亡したときにのみ、消滅します。



確認問題

問題 1

振替加算の支給要件を満たした者には、生年月日にかかわらず、224,700円に改定率を乗じて得た額が老齢基礎年金に加算される。

解答



(昭和60年改正法附則第14条等)

振替加算の額は、224,700円に改定率を乗じて得た額に、「生年月日に応じて定められた率」を乗じて得た額とされるため、生年月日により加算される額が異なります。

問題 2

老齢基礎年金の繰上げ支給の受給権は、繰上げ請求のあった日の翌日に発生し、受給権発生日の属する月の翌月から支給される。

解答



(法第18条第1項等)

老齢基礎年金の繰上げ支給の受給権は、繰上げ請求のあった日に発生し、受給権発生日の属する月の翌月から支給されます。

